

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 七三九^{ページ}

告示

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 七四〇

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 七四〇

道路の供用開始

(道路維持課) 七四〇

岐阜都市計画公園事業の変更認可

(街路公園課) 七四一

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七四一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 七四一

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 七四二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 七四二

高山都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 七四三

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

別表岐阜県立郡上特別支援学校の部の次に次のように加える。

岐阜県立飛騨特別支援学校下呂分校			知的障害者に対する教育
小学部	全日制の課程	普通科	
中学部			
高等部			

別表に次のように加える。

岐阜県立揖斐特別支援学校			知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育
小学部			
中学部	全日制の課程	普通科	
高等部			

附 則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百四十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発行所、制作者名
雑 誌	チャンジロード	2008. 12月号	株式会社 倉田版

2 指定年月日

平成20年11月14日

3 指定理由

著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
加茂郡東白川村越原字都加太地一五六四の一五から一五六四の一七まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下呂市小坂町落合字唐谷三三七六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十一月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	三百三十三号	揖斐郡揖斐川町坂内川上字村ノ内一三六四番二地先から同郡同町同字地蔵平八七八番一地先まで	四七・五	平成二〇・二・二四	平成三・七・二

岐阜県告示第六百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十九年岐阜県告示第百三十八号
岐阜都市計画公園事業 5・5・1号 岐阜公園
- 三 事業施行期間
平成八年七月十九日から
平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 岐阜市米麻谷、鏡岩及び大宮町一丁目地内
使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白川手筒会
- 三 代表者の氏名 土屋 重則
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡白川町河岐七一九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、白川町周辺の地域住民の方に対して、手筒打上花火等に関する事業を行い、白川における限界集落になりつつある地域の活性化を目指したまちづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃さつき会
- 三 代表者の氏名 宮下 俊夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市大藪町八四九番地一
- 五 定款に記載された目的 本会は、精神障害者及びその家族の福祉向上を目的と

し、主に岐阜県東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市）において、会員並びに不特定多数の個人に対して当事者の自立、社会復帰、社会参加とこれに関わる環境の整備・維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期月日
中部薬品 高山西薬局	高山市上岡本町二四五二二	精神通院	平成三〇・一一・一
ユウ薬局	岐阜市長良校前町四八三	精神通院	平成三〇・一一・一
にしむら調剤薬局	土岐市妻木平成町一一二〇	精神通院	平成三〇・一一・一
健康第一薬局 リオ店	本巣市政田字上市場一四〇四	精神通院	平成三〇・一一・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十一月十四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモールクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三三六

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社イトーヨーカドー 外七二者

(変更後) 株式会社イトーヨーカドー 外七四者

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

3・4・3号 片野上一之町線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

平成二十年十一月十四日印刷
平成二十年十一月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社